各都道府県一般廃棄物行政担当者 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課基準係

市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約について

標記について、別添のとおり照会のあったところ、別紙のとおり回答しましたので、 参考までに送付いたします。

事 務 連 絡 平成17年5月13日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課基準係 御中

福島県生活環境部環境保全領域 一般廃棄物対策グループ

市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約について このことについて、下記のとおり疑義が生じましたのでご教示願います。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条の2第2項に基づき、市町村が市町村以外の者に一般廃棄物の処理を委託するに当たり、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)が、市町村との間で一般廃棄物の処理に係る契約を締結し、当該事業協同組合に所属する組合員(一般廃棄物処理業者等である組合員をいう。以下同じ。)に処理業務を割り振って、当該組合員が当該処理業務を実施する場合において、当該事業協同組合が中小企業等協同組合法第1条に規定する目的である「組合員の相互扶助」の観点から当該処理業務を割り振っていること、当該市町村、当該事業協同組合及び当該組合員について各々の役割及び責任が契約上明確化されていること、並びに当該市町村が当該事業協同組合でなく当該組合員に当該処理業務を行わせることを前提として当該組合と契約していることなどから、廃棄物処理法上、当該組合員を当該処理業務の実質的な「受託者」として取り扱うことが可能であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第3号に抵触しないと解してよろしいか。

福島県生活環境部環境保全領域 一般廃棄物対策グループ 御中

> 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課基準係

市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約について(回答)

平成17年5月13日付け事務連絡をもって照会のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり解して差し支えない。ただし、この場合、一般廃棄物の処理に係る委託関係を明確にする観点から、委託者である市町村、事業協同組合及び実際に業務を実施する組合員が、各々の役割及び責任を明確にした上で三者契約を締結することが望ましい。